

医療法人 松永会
敬老デイサービスセンター
通所介護事業及び第1号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人松永会が設置経営する敬老デイサービスセンター（以下「センター」という。）が行う指定通所介護事業及び第1号通所事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員・看護職員・介護職員（以下「指定通所介護従事者」）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利用者が、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
日常生活上の必要な介護および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 本センターにおいて提供する通所事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨および内容に沿って次のとおりとする。

- (1) 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。特に痴呆の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (2) 利用者またはその家族に対し、サービスの内容および提供方法について分かりやすく説明する。
- (3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- (5) 地域との結びつきを重視し、下関市、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行うセンターの名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：敬老 デイサービスセンター
- (2) 所在地：山口県下関市長府中浜町2-5

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、医療法人松永会とする。

(従業者の職種、員数、および職務内容)

第6条 センターに勤務する職務、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名（まつなが医院医師と兼務）
管理者は、センターの従業員の管理および業務の管理を一元的に行い、従事者に対し、指揮命令を行うものとする。
- (2) 生活相談員：1名以上
生活相談員は、利用者および家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、センター内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員：2名以上（機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 機能訓練指導員：2名以上（看護職員と兼務）
機能訓練指導員は、利用者の身体機能向上を図る。

- (5) 介護職員：4名以上
介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況などを的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (6) 運転手（介護職員・生活相談員・看護職員が兼務する）
運転手は、障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者に対して専用車輛により送迎を行う。
- (7) 事務職員：1名
事務職員は、実績・請求管理等を行う。

（営業日および営業時間）

第7条 センターの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。
（ただし、天災その他やむを得ず業務を遂行できない日、12月30日から1月3日までを除く。）
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時20分から午後16時30分までとする。

（指定通所介護の利用定員）

第8条 当該センターにおける利用定員は30名を上限とする。

（指定通所介護の内容説明および同意）

第9条 センターは、利用者またはその家族に対し、運営規程の概要を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

（指定通所介護の内容）

第10条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - ア. 排泄の介助
 - イ. 移動の介助
 - ウ. 養護（休養）
- (2) 機能訓練
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
 - ア. 日常生活動作に関する訓練
 - イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - ウ. グループワーク
 - エ. 行事的活動
 - オ. 体操
 - カ. 趣味活動
- (3) 健康状態の確認
- (4) 送迎サービス
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降および移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
居室における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ・入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴
 - イ. 特浴槽による入浴

- ・介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣類着脱
 - イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ. その他必要な介助

(6) 食事サービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事の摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

(7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. 住宅改修に関する情報提供
- エ. 家族介護者に対する相談、助言
- オ. その他必要な相談、助言

(利用料およびその他の費用の額)

第11条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割（介護保険法の規定に基づき保険給付の率が拡大されている場合については、それに応じた割合）の額とする。
その他、次の各号に掲げる費用については、利用者から受けることができるものとする。

- (1) 食事代（食事サービスに係る諸費用から算出した額） 750円
食事キャンセル代（当日にキャンセルされた場合のみ） 750円
- (2) 紙パンツ・紙オムツ代（事業所の所有している物を提供した場合に係る実費） 150円
パット代（事業所の所有している物を提供した場合に係る実費） 50円
フラット代（事業所の所有している物を提供した場合に係る実費） 30円
- (3) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
送迎距離片道 1回につき 650円
- (4) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額（時間延長サービス）
延長1時間につき 1,500円
- (5) 外出企画参加費
100円
- (6) 朝迎え到着予定時刻電話代
10円
- (7) 実費（デイサービス内で飲食する飲み物、お菓子等。希望した場合のみ）
- (8) 前各号（1）～（7）のサービスのほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
（マスク代 1枚10円・電話使用料 1回10円・ガーゼ 5円～100円
サージカルテープ 248円 等）

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、下関市内の長府・中心部・東部・川中・勝山・内日地区とする。但し、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対し、サービスの提供を行うことを妨げるものではない。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第13条 利用者が指定通所介護の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらおうよう説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- (1) 被保険者証の提示
- (2) 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出
- (3) 利用料その他の費用の支払い

- (4) 欠席する場合の連絡
- (5) その他 所持品に対する注意事項

(緊急時等における対応方法)

第14条 通所介護従事者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医或いは協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を取る。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に（年1回以上）行うものとする。

(事業継続計画)

第16条 業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 1 事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止のための従業者に対する研修を年1回以上実施する。
- (2) 虐待防止に係る責任者を選定する。
役職：主任
- (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回開催する。

2 事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報する。

(サービス提供記録の記載)

第18条 指定通所介護を提供した際には、その提供日および内容、当該指定通所介護について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載し、その完結の日から二年間保存するものとする。

(秘密の保持)

第19条 従事者及び従事者であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

第20条 提供した指定通所介護に関する利用者または家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第21条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水についても、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

- 1 従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 職種別研修 随時
- 2 従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められた場合は、これを提示する。
- 3 居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。
- 4 利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならないものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は松永会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年12月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

重要事項説明書

《 通所介護・介護予防生活支援サービス事業 予防給付型・介護予防日常生活支援総合事業第1号通所事業 》

あなたに対する介護予防サービス及び通所介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	医療法人 松永会（しょうえいかい）
事業所の所在地	〒752-0975 下関市長府中浜町2番5号
法人種別	医療法人
代表者名	松永 尚治
電話番号	083-227-2237
FAX番号	083-245-0235

介護保険法令に基づき山口県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	敬老デイサービスセンター（第3570100846号）
各事業所につき介護保険法に基づき山口県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	通所介護・介護予防生活支援サービス事業予防給付型 介護予防日常生活支援総合事業第1号通所事業
利用定員	30名
通常の事業の実施地域	旧下関市内（彦島・吉田・安岡・吉見・内日支所管内、離島を除く）

2 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、当センターにおいて食事・入浴・排泄・機能訓練のほか日常生活上の補助を提供します。

(2) 運営の方針

- ①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供することに努めるとともに、利用者及び、その家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
特に認知症のある利用者に対しては必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていきます。
- ②利用者またはその家族に対しサービスの内容および提供方法についてわかりやすく説明します。
- ③介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ④自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていきます。
- ⑤地域との結びつきを重視し、下関市、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者その他の保険・医療サービスを提供する者との連携に努めます。

3 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 祝・祭日も営業、ただし年末年始は休み
営業時間	8：30～17：30（サービス提供時間9：20～15：30 9：20～16：30）

4 サービスの利用にあたっての留意事項

利用者が指定通所介護の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意して頂くよう説明を行い、利用者の同意を得るものとします。

- (1) 被保険者証の提示
- (2) 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出
- (3) 利用料その他の費用の支払い
- (4) 欠席する場合の連絡
- (5) その他 所持品に対する注意事項

5 事業所の職務内容及び職員体制

(1) 職務内容

- 管理者： センターの従業員の管理および業務の管理を一元的に行い、従業員に対し指揮命令を行うものとします。
- 生活相談員： 利用者および家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、センター内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たしていきます。
- 看護職員： 健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。
- 機能訓練指導員： 利用者の身体機能向上を図っていきます。
- 介護職員： 通所介護提供にあたり利用者の心身の状態などを的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行います。
- 運転手： 障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者に対して専用車両により送迎を行います。
（介護職員・生活相談員・介護職員等が兼務する）
- 事務職員： 実績・請求管理等を行います。

重要事項説明書

《 通所介護・介護予防生活支援サービス事業 予防給付型・介護予防日常生活支援総合事業第1号通所事業 》

(2) 職員の体制

利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
管理責任者	常勤：まつなが医院医師と兼務 1人	日勤 8：30～17：30
生活相談員	常勤：介護職員と兼務 3人	日勤 8：30～17：30
看護職員	非常勤：機能訓練指導員と兼務 2人	日勤 8：30～17：30
看護職員	非常勤：機能訓練指導員と兼務 3人	日勤 9：00～13：00
		日勤 9：00～15：45
		日勤 9：15～16：30
機能訓練指導員	非常勤：看護職員と兼務 2人	日勤 8：30～17：30
機能訓練指導員	非常勤：看護職員と兼務 3人	日勤 9：00～13：00
		日勤 9：00～15：45
		日勤 9：15～16：30
介護職員	常勤：生活相談員と兼務 3人	日勤 8：30～17：30
	常勤：事務職員と兼務 1人	
介護職員	常勤：専従 2人	日勤 8：30～17：30
介護職員	非常勤：専従 1人	日勤 8：30～17：30
事務職員	常勤兼務 1人	日勤 8：30～17：30

6 利用料

地域区分割合		丙地 1000/1000			
法定代理受領	通所介護費（単位）	第1号通所事業（予防給付型）			
		要支援1	436単位/1回		
			1,798単位/月		
		要支援2	447単位/1回		
			3,621単位/月		
		サービス提供体制加算Ⅰ <small>（要支援1）</small>	88単位/月		
		サービス提供体制加算Ⅰ <small>（要支援2）</small>	176単位/月		
		科学的介護推進体制加算	40単位/月		
		介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記該当料金に9.2%を乗じた額		
		送迎を行わない場合	-47単位/日 片道		
		通所介護			
		要介護	（3時間以上4時間未満）	（4時間以上5時間未満）	（5時間以上6時間未満）
		要介護1	370単位/日	388単位/日	570単位/日
		要介護2	423単位/日	444単位/日	673単位/日
		要介護3	479単位/日	502単位/日	777単位/日
		要介護4	533単位/日	560単位/日	880単位/日
		要介護5	588単位/日	617単位/日	984単位/日
		要介護	（6時間以上7時間未満）	（7時間以上8時間未満）	
		要介護1	584単位/日	658単位/日	
		要介護2	689単位/日	777単位/日	
		要介護3	796単位/日	900単位/日	
		要介護4	901単位/日	1023単位/日	
		要介護5	1008単位/日	1148単位/日	
		入浴介助加算（Ⅰ）	40単位/日		
		個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56単位/日		
		個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位/月		
		科学的介護推進体制加算	40単位/月		
サービス提供体制加算Ⅰ	22単位/日				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	上記該当料金に9.2%を乗じた額				
事情により2～3時間未満利用	4～5時間未満単位数の-30%				
送迎を行わない場合	-47単位/日 片道				
一定以上所得者の場合は2割又は3割となります。					
その他の費用	食費	750円/回			
	食事キャンセル料（当日にキャンセルされた場合のみ）	750円/回			
	実費	100円～200円			
	通常の事業の実施地域を越えた場合の送迎費用（片道）	650円/回			
	サービス提供時間を越えて利用する場合の延長料金	1500円/h			
	外出企画参加費	100円			
	朝迎え到着予定時刻電話代	10円			
	バット 各サイズ	50円			
	紙パンツ・紙オムツ 各サイズ	150円			

重要事項説明書

《 通所介護・介護予防生活支援サービス事業 予防給付型・介護予防日常生活支援総合事業第1号通所事業 》

7 苦情申立窓口

- 下関市長府中浜町2番5号
医療法人 松永会 敬老デイサービスセンター
電話 083-227-2237 携帯電話 090-8360-6489
受付時間 8:30~17:30 (日、年末年始を除く)
担当者 主任: 関谷正明 生活相談員: 石崎裕恵
- 下関市長府金屋浜町1番5号
アイユウ長府在宅介護支援センター
電話 083-246-0927 FAX 083-246-8911
受付時間 9:00~17:30 (その他の時間は携帯電話へ転送で24時間受付)
担当者 管理者: 赤地一高
- 下関市南部町1番1号
下関市役所福祉部介護保険課事業者係
電話 083-231-1371 FAX 083-231-2743
受付時間 8:30~17:15 (土、日、祝日、年末年始を除く)
- 山口市朝田1980番地7 国保会館
山口県国民健康保険団体連合会
電話 083-995-1010
FAX 083-934-3665
受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)

8 虐待防止について

事業所は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講じます。

- ①虐待の防止に係る責任者を選定します。
役職: 主任 氏名: 関谷 正明
- ②虐待防止のための従業者に対する研修を年1回以上実施します。
- ③虐待防止のための指針を整備します。
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回開催します。
また事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

9 緊急時の対応方法

サービス提供時に利用者に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医や家族への連絡等の必要な措置を講じるものとします。

10 非常災害対策

通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、非常災害に関する具体的計画を立て、従事者に周知徹底を図るとともに、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮を取る。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に(年1回以上)行うものとします。

11 事業継続計画

業務継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

12 苦情・ハラスメント処理

提供した指定通所介護に関する利用者または家族等からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとします。

重要事項説明書

《 通所介護・介護予防生活支援サービス事業 予防給付型・介護予防日常生活支援総合事業第1号通所事業 》

13 介護事故発生時の対応について

施設内において利用者の予期せぬ事故が発生したときは、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決に努めます。

①最善の措置

介護事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの応急措置を行うとともに引き続き看護職員を呼び最善の処置を行います。

②管理者への報告

速やかに管理者へ報告するとともに事業所で対応できない場合には、担当医もしくは家族の指示で協力医療機関へ移送します。

③利用者及び家族への説明

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や家族等に誠意を持って説明し家族の申し出についても誠実に対応します。

④利用者及び家族への損害賠償

介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意を持って利用者及び家族に対して補償します。

⑤事故記録と報告

利用者への処置が完了した後、速やかに事故報告書を作成し再発防止策に努めます。

⑥行政機関への報告

重大な介護事故や死亡事故などが発生した場合は速やかに関連機関に報告します。

14 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施なし

協力医療機関 名称 : 医療法人 松永会 まつなが医院 院長名 : 松永尚治
所在地 : 下関市長府中浜町2番5号
電話番号 : 083-245-2103
診療科 : 内科・消化器内科・糖尿病内科・精神科・リハビリテーション科
入院設備 : あり(一般2床 療養型17床うち介護型12床)

送迎中の事故に関しては下記の保険代理店にて対応します。

名称 : 東京海上火災保険株式会社 代理店・佐伯保険事務所
所在地 : 下関市長府松小田本町5-16 佐伯ビル
電話番号 : 083-248-3201

協力施設 名称 : アイユウ長府在宅介護支援センター
電話番号 : 083-246-0927
名称 : 長府ケアハウス居宅介護支援センター
電話番号 : 083-241-1525
名称 : みどり園居宅介護支援事業所
電話番号 : 083-248-0986
名称 : 下関市長府地域包括支援センター
電話番号 : 083-227-3151
名称 : 有限会社ゆずりは
電話番号 : 083-233-2412
名称 : 居宅介護支援ハピリス
電話番号 : 083-257-3495
名称 : 貴船園居宅介護支援事業所
電話番号 : 083-223-0275
名称 : プランセンターらしさ
電話番号 : 083-242-2929
名称 : 結 介護支援センター
電話番号 : 083-250-7895
名称 : あおぞらの里西の端ケアプランセンター
電話番号 : 083-222-3310
名称 : さくらんぼ居宅介護支援センター
電話番号 : 083-245-5080
名称 : うついケアプランセンター
電話番号 : 083-289-2233
名称 : アイユウ長府福祉用具サービス事業部
電話番号 : 083-246-5453